

# ほけんだより

令和5年6月2日（金）  
群馬県立富岡特別支援学校  
保健室 特別号

## ●新型コロナウイルス感染症について

5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に分類されました。

学校での扱いは、以下のようになります。

○インフルエンザや流行性耳下腺炎等と同様の**学校感染症第二種**に分類されます。

○**出席停止期間**が新たに定められました。

○陰性証明書などの医療機関からの書類は必要ありません。児童生徒が登校する際には、**保護者が「療養報告書」**を記入して学校に提出してください。「療養報告書」は学校のホームページからダウンロードできます。

○保健所等の機関による濃厚接触者の特定はありません。また、濃厚接触者に該当する場合（同居家族が感染している、食事をともにしたなど）、家族からの申し出により、感染不安による出席停止扱いを検討します。

○感染不安で欠席したい場合は、学校にご相談ください。

### 出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」  
※無症状の場合「検体を採取した日から5日を経過するまで」

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
例1	発症	→					登校可		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例2	発症	→							
	出席停止	登校可							
無症状 の場合	検体採取	→					登校可		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			

・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを示します。

・「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。

# 学校の新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症の分類が5類に変更したことで学校の対応に一部変更があります。今後も変更が生じる場合があるかと思いますが、柔軟に対応していきたいと考えております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## ① 登校前の健康観察について

学校への検温表の提出は必要ありません。ご家庭で朝の様子を観察していただき、気になる様子などがあれば連絡帳等を利用してお伝えください。

登校時に発熱や風邪症状がある場合は、無理して登校せず、休養を優先してください。心配なことがあれば学校にご相談ください。

## ② 学校での健康観察について

校舎に入る前に行っていた非接触型体温計による体温測定は終了いたします。日々の健康観察は引き続き行っていきます。また、今までどおり、登校後に発熱や体調不良があった場合は早退をお願いすることがあります。保護者の方にはご協力のほどよろしくお願いいたします。

## ③ 換気について

こまめな換気を引き続き行っていきます。肌寒い日など必要な場合は、上着を準備してください。

## ④ 手洗いとマスクの着用について

学校では引き続き手洗い指導を徹底します。登校（外出）時、トイレの後、給食（食事）の前後などを中心に、ご家庭でもご指導をお願いいたします。

マスクの着用は個人の判断になります。

医療的ケアの教室ではマスクの着用を推奨します。

スクールバスでは感染状況によってマスクの着用を推奨する場合があります。

## ⑤ 消毒について

日常的な清掃活動を基本とします。

## ⑥ その他

状況は日々変化していきますので、その都度お便り等を通じて保護者の方へ情報を発信していきます。